

○特別支援教育就学奨励費補助事業

・概要

- (1) 小学校及び中学校の特別支援学級への就学の特別支援事業にかんがみ市町村の行う就学奨励事業に対し国が経費の一部を補助し、就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担の軽減をもって特別支援教育の振興に資する事を目的とする。

・関係法令等

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）

・補助対象経費の内容

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1項（昭和29年政令第157号）に掲げる区分により、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の収入額によって補助対象となる項目が変わってくるが、通常該当者が多い第2区分の世帯の例を取り上げる。

・補助対象項目

- (1) 学校給食費
学校給食法第6条第2項に定める学校給食費
 - (2) 通学に要する交通費（通学費）
児童又は生徒がもっとも経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費。（その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。）
 - (3) 職場実習に要する交通費
中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費
 - (4) 交流学习に要する交通費（交流学习交通費）
学校教育の一環として特別支援諸学校又は小中学校の特別支援学級の児童又は生徒等とともに集団活動を行う場合に必要な交通費
 - (5) 修学旅行費
児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回と限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
 - (6) 校外活動費
 - ① 宿泊を伴わないもの
児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）をいう。以下同じ）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」という。）
 - ② 宿泊を伴うもの
児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科（以下「校外活動費（宿泊を伴うもの）」という。）
 - (7) 学用品購入費等
児童又は生徒が必要とする学用品の購入費。なお、下記経費は、学用品購入費の加算分として支給するものとする。
 - ① クラブ活動費
生徒がクラブ活動費（中学校において特別活動に位置づけられたクラブ活動をいう。以下同じ）において使用する物品のうち柔道クラブにあっては柔道着、剣道クラブにあっては防具一式、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキークラブにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー板等」という。）の購入費
 - ② 体育実技用具費
小学校又は中学校の体育の授業（保健体育）の実施に必要な体育実技用具（①に掲げる柔道着、防具一式等、スキー板等をいう。以下同じ）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあっては、第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間毎に1つのスキー板について、中学校にとっては柔道着、防具一式等又はスキー板等のうちいずれか1つの用具の購入費（クラブ活動費の支給が行われている場合は除く。）
 - ③ 拡大教材費
弱視の児童及び生徒が授業において使用する拡大教材の購入費
 - (8) 新入学児童・生徒学用品費等
小学校又は中学校の第1学年に入学するものが通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
 - (9) 通学用品購入費
小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在籍する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
- ※ 1 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、年間を通じ48回以上、定期的に特別支援学級等において、特定の時間のみ特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを(2)の「通学に要する交通費」として補助の対象とすることができる。
- 2 上記(1)(2)(5)～(9)については、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条又は第13条の規定による生活扶助又は教育扶助が行われているもの及び要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金の対象とされ必要な援助を与えられているものを除く。

・事務処理

	処 理 内 容
特別支援学級 入学後 交付申請	(1) 特別支援教育就学奨励費を希望する場合、交付申請書等により、保護者が申請する提出書類 特別支援教育就学奨励費交付申請書 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書 所得金額等証明書（生計を一とする者で子どもを除く全員分） 特別支援教育就学奨励費通学費確認書 （特別支援教育就学奨励費を希望しない場合、辞退届を提出する） ※ 地教委により異なる
報 告	(1) 補助金請求・受領に対する委任の事務を行う (2) 給食費・通学費・校外活動費等の諸経費等を確認し、報告をする ※ 地教委により異なる
支 給	(1) 保護者に奨励費を支給、個人別支給台帳に受領印をもらう（口座振込の場合は不要） ※ 地教委により異なる。

以 下 余 白